

# 欧米競争政策の動向のポイント

2022年1月5日 No.21

金子 晃 監修

## 内 容

### I 米国競争法(政策)

#### 1 企業結合事件

- (1) 司法省、出版社最大手のペンギン・ランダムハウスによる同業サイモン&シュスターの買収阻止を求めて提訴(2021年11月2日)
- (2) 司法省、ビジネス情報大手S&Pによる同業IHSマークイットの買収について、事業の一部売却と競業避止契約の破棄を条件として承認(2021年11月12日)
- (3) 連邦取引委員会、半導体チップ産業における400億ドルに及ぶ垂直統合の阻止を目指し審判手続を開始(2021年12月2日)

### II 欧州競争法(政策)

#### 1 共謀事件

- (1) 欧州委員会、Conserve Italia に対し缶入野菜カルテルに関与していたことを理由に2000万ユーロの制裁金を賦課(2021年11月19日)
- (2) 欧州委員会、外国為替スポット取引カルテルへの参加を理由にUBS、Barclays、RBS、HSBC、Credit Suisseの5行に対し3億4400万ユーロの制裁金を賦課(2021年12月2日)

---

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1

赤坂KSビル2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

## I 米国競争法(政策)

本号では、企業結合事件3件を取り上げている。

1 件目は出版業界の世界最大手ペンギン・ランダムハウスによる全米4位のサイモン&シュスターの買収計画について、司法省が買収差止めを求めて提訴したものである。

2 件目はビジネス情報大手のS&Pグローバルによる同業IHSマークイットの買収計画について、司法省が事業の一部売却と競業避止契約の破棄を条件として承認したものである。買収総額は440億ドルである。

3 件目は米半導体チップ供給者エヌビディアが日本のソフトバンク・グループから英チップ設計者アームを買収するとの計画について、連邦取引委員会がその阻止を求めて、行政審判の開始を決定した事件である。この垂直的買収の総額は400億ドルである。

### 1 企業結合事件

#### (1) 司法省、出版社最大手のペンギン・ランダムハウスによる同業サイモン&シュスターの買収阻止を求めて提訴(2021年11月2日)<sup>1</sup>

司法省は11月2日、Penguin Random House, LLC(以下「ペンギン・ランダムハウス」という。)によるその近いライバルたる Simon & Schuster, Inc.(以下「サイモン&シュスター」という。)の買収の阻止を求めて民事反トラスト訴訟を起こした。コロンビア特別区裁判所に提出された訴状によると、本件買収計画が実行されれば、既に世界最大規模の書籍出版社であるペンギン・ランダムハウスは、米国でどの本が出版されるか、また作家が原稿料として幾ら貰えるかについて、極めて大きな影響を及ぼせるようになる。

メリック・ガーランド司法長官は、以下の声明を出した。

「本訴状は米国の出版業界における公正な競争を維持するために本日提出された。訴状の提出は反トラスト法の執行を通じて経済的機会と公正さを追及している司法省の固い決意を示す最新の実例である。

書籍は米国の歴史を通じて米国における国民一般の生活を形成してきた。また、作家は米国での書籍出版の活力の源である。米出版業界はたったの大手5社だけによりコントロールされている。ライバル社の買収を許可したら世界最大手であるペンギン・ランダムハウスは出版業界でかつてないほどの力を持つようになる。この反競争的な買収が実行されるならば、米国の作家や消費者は被害を受ける蓋然性がある。つまり、作家への支払いが減り、最終的には出版される書籍の数や多様性が減少することになる。」

司法省反トラスト局リチャードAパワーズ局長代行は、以下の声明を発した。

<sup>1</sup> Press Release, Department of Justice, Justice Department Sues to Block Penguin Random House's Acquisition of Rival Publisher Simon & Schuster, November 2, 2021.

「本提訴は、ペンギン・ランダムハウスによる米国出版市場での支配力の拡大を阻止することで、共謀の歴史がある出版産業での更なる統合を防ごうとしている。私は司法長官と反トラスト局の上層部に対して、彼らが反トラスト法執行を支持してくれたことに感謝の意を表したい。」

訴状の中で説明されているように、出版社は著作権の獲得を巡って競争をし、作家の原稿を編集、パッケージ化また市場化してそれを書籍として販売している。出版社は、作家に対して印税の前払金を払って、著作権を作家から獲得している。ほとんどの場合、この前払金は作家が原稿を書いた対価として貰える金額の全てである。

司法省は、訴状において、出版業界が既に高度寡占化していると主張している。出版業界の「ビッグ5」として知られる5社のみが高額な前払金を定期的に払ったり、広範囲にわたるマーケティングと編集サポートを提供したりすることができる。当該5社はベストセラー書籍を出版したい作家にとって最良の選択肢である。ほとんどの作家は次のベストセラー書籍を出版しようとしており、ビッグ5の何れかに著作権を売ることがそうするベストな方法である。

より小規模な出版社もベストセラー確実とみられる作品の著作権を時々勝ち取っている。しかし、これらの出版社は、高額な前払金を定期的に支払ったり、販売目標を達成できなければ経済的損失を吸収したりする経済的資源を持っていない。現在、世界最大の出版社であるペンギン・ランダムハウス及び米国第4位のサイモン&シュスターは、より高額な前払金を払ったり、より良いサービスを提供したり、作家にとってより有利な契約条項を提示したりすることで、著作権の獲得を巡り直接競争している。しかし、訴状で述べられているとおり、この買収案が実行されれば、この重要な競争は消滅することになる。その結果として、作家へ支払われる前払金が減少し、最終的には消費者のために出版される書籍の数や多様性が減少するようになる。

訴状によると、ペンギン・ランダムハウスによる21億7500万ドル(約2457億7500万円、1ドル=113円)に及ぶサイモン&シュスターの買収案が実行されれば、統合後会社はベストセラー確実とみられる書籍の著作権の半分近くを獲得できるようになる。その結果として、何百人もの作家の選択肢が減少し、作家の交渉力も低下するおそれがある。訴状で説明されているとおり、ペンギン・ランダムハウス自身の資料によれば、米国出版市場は「寡占市場」であり、同社によるサイモン&シュスターの買収は米出版界でのペンギン・ランダムハウスの支配的地位を「強固なもの」にするためのものである。

反トラスト法は商品とサービスの買い手と売り手の両者を保護するために制定されたことを裁判所が長年認めてきた。売り手には本件のような作家も含まれており、作家は自身が書いた原稿の対価として公正な料金を得たいので主要な出版社間で競争が行われていることを望んでいる。訴状は、本件買収案が実行されれば、買い手間の統合によりアメリカの労働者、つまり作家が悪影響を受けるおそれがある、と主張している。この事実関

係は買い手独占という。反トラスト局の水平的合併ガイドラインは買い手独占事件を分析する明快な枠組みを示している。当該ガイドラインの下では、本件取引は反競争的であると推定される。要するに、ペンギン・ランダムハウスがサイモン&シュスターを買収すれば、当該出版社2社が相互に競い合わなくなってしまう。結果として、作家たちは彼らが書いた原稿の対価としてより少ない金額しか貰えないようになる。作家たちの受け取りが少なくなれば、執筆量も減るし、同様に、出版される書籍の数や多様性も減少するようになる。

ペンギン・ランダムハウスは Bertelsmann SE & Co. KGaA の子会社であり、ニューヨーク州ニューヨークに本社を置いている。ペンギン・ランダムハウスは毎年米国で 2000 の新しいタイトルの一般書を発行している。2019 年にペンギン・ランダムハウスは同社の米国出版事業から 24 億ドル(約 2712 億円)の収入を得た。

サイモン&シュスターは ViacomCBS Inc.の子会社であり、ニューヨーク州ニューヨークに本社を構えている。サイモン&シュスターは毎年米国で 1000 の新しいタイトルの一般書を発行している。2019年にサイモン&シュスターは同社の米国出版事業から7億6000万ドル(約858億8000万円)の収入を得た。

## **(2) 司法省、ビジネス情報大手 S&P による同業 IHS マークイットを買収について、事業の一部売却と競業避止契約の破棄を条件として承認(2021年11月12日)<sup>2</sup>**

司法省は11月12日、S&P Global Inc.(以下「S&P」という。)が440億ドル(約4兆9720億円)でIHS Markit Ltd.(以下「IHSM」という。)を買収するとの計画を進めるには、両当事会社がIHSMの3つのprice reporting agency(以下「価格報告機関」という。)事業を売却しなければならないと公表した。価格報告機関は様々なコモディティ市場で重要な価格指数を提供している。市場には、取引が私的な売買として取引所外で行われ、また取引に報告義務が課されていないものもある。本件では、Oil Price Information Services(石油価格情報サービス：以下「OPIS」という。)、Coals, Metals, and Mining(石炭・金属・鉱業：以下「CMM」という。)及びPetrochem Wire(石油化学ワイヤ：以下「PCW」という。)の各事業の売却により、価格報告サービスにおける競争が維持され、顧客が重要な価格情報にアクセスし続けられるようになる。追加的に、司法省は、当事会社らに対して、OPISがGasBuddyとの間で結んだ20年に及ぶ競合避止契約の破棄を命じた。GasBuddyアプリは人気の高いクラウドソーシング小売ガソリン価格情報サービスであり、GasBuddyは長年にわたりOPISに対してOPISの商業顧客への再販売のためにこの価格データを提供してきた。GasBuddyは小売ガソリン価格情報市場に参入するのに適した企業であるが、競合避止義務があるので、

---

<sup>2</sup> Press Release, Department of Justice, Justice Department Requires Substantial Divestitures and Waiver of a Non-Compete for S&P to Proceed with its Merger with IHS Markit, November 12, 2021.

OPIS と競い合えるようなデータサービスを始めることができない。

司法省反トラスト局は本日、コロンビア特別区裁判所に対して本件買収の阻止及び OPIS と GasBuddy との競合避止契約の破棄を求めて民事提訴した。同時に、同局は、裁判所が承認するならば、同局が抱えている競争上の懸念を解消できるような和解案も提出した。

司法省反トラスト局リチャード A パワーズ局長代行は、以下のように発言した。

「当初届け出られた買収計画では、全米における価格報告サービスの顧客が価格の上昇と質の低下を受け入れざるを得ないようになっていた。今回の是正措置では一部事業の売却が義務付けられている。当該売却により、商品市場の適切な機能に不可欠で金融市場の透明性を促進する価格報告サービスの競争が維持されるようになる。また、是正措置では、競合避止契約の反競争的使用を抑えたい反トラスト局の固い決意も示されている。」

当初の計画どおりでは、本件買収案は S&P プラッツ部門と IHSM が所有する OPIS、CMM 及び PCW の各事業との競争を減殺させるものであった。これらの事業は精製石油製品、石炭及び石油化学製品に関する価格報告サービスを巡って活発に競争している。これらの事業で、価格報告機関の価格評価は供給契約における価格指数としてしばしば使用され、また先物契約などのヘッジ商品を決済する根拠ともなっている。米国では、S&P 及び IHSM は精製石油製品及び石炭を巡る価格報告サービスを提供する最も大規模な 3 社のうちの 2 社である。同様に、S&P 及び IHSM は石油化学製品を巡る価格報告サービスを提供する最も大規模な 4 社のうちの 2 社である。

また、訴状によると、OPIS と GasBuddy との間の排他的データライセンス契約に定められている 20 年間の競合避止義務は GasBuddy が OPIS と競い合えるデータサービスを実質的に提供できないようにしている。この水平的制限の破棄により、小売ガソリン価格データの販売を巡る健全な競争を妨げてきた参入障壁は除去されるようになる。

和解案に定められている条件によれば、S&P と IHSM は OPIS、CMM 及び PCW の各事業を Dow Jones に対し売却しなければならない。Dow Jones は事業と金融情報及び関連データ商品とサービスを提供している事業者である。また、それによれば、S&P と IHSM は OPIS と GasBuddy とのデータライセンス契約に含まれている排他条項と競合避止条項における権利を放棄しなければならない。

司法省は、欧州委員会、英国の競争・市場庁及びカナダの競争局での執行パートナーたちが本件について密かつ建設的に協力したので、彼らに対して感謝の意を表したい。協力の結果、入念な捜査が行われ、北米及び欧州における競争を維持できるような是正措置が講じられた。

S&P 及び IHSM は金融及びコモディティ情報のコングロマリットであり、データ、指数、価格評価、ニュース及び分析を全世界の金融・コモディティ市場の参加者らに提供している。S&P はニューヨーク市に本社を置き、ニューヨーク州で設立された会社であ

り、2020年にはグローバルな収入として74億ドル(約8362億円)を計上した。IHSMはロンドンに本社を構え、バミューダ諸島で設立された会社であり、2020年にはグローバルな収入として43億ドル(約4859億円)を計上した。

本件和解案は、反トラスト手続及び罰金法の定めにより、競争上の影響に関する司法省の意見とともに、連邦官報において公表される。如何なる者でも、その公表の日から60日以内に、和解案に関する意見を書面にて司法省反トラスト局金融サービス・フィンテック・銀行課の課長宛てに提出することができる。意見提出期間が終了した後、コロンビア特別区裁判所は、本件の同意判決案が公益にかなうか否かの判断を下さなければならない。

### **(3) 連邦取引委員会、半導体チップ産業における400億ドルに及ぶ垂直統合の阻止を目指し審判手続を開始(2021年12月2日)<sup>3</sup>**

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)は12月2日、米半導体チップ供給者 Nvidia Corporation(以下「エヌビディア」という。)が英チップ設計者 Arm, Ltd.(以下「アーム」という。)を400億ドル(約45200億円)で買収するとの計画を阻止するため、行政審判の開始を決定した。半導体チップは我々の現代経済と社会に不可欠なコンピューターや技術を動かしている。この垂直取引により、最大のチップ企業の1社が、競合企業が独自の競合チップを開発するために必要とされる技術と設計を制御できるようになる。FTCは、審判開始決定書で、統合後会社が次世代の革新的技術を阻害する手段とインセンティブを有するようになることを主張した。当該技術には、データセンター及び車載運転支援システムの運用に使用されるものも含まれる。

FTC競争局のホリー・ベドバ局長は、以下の声明を出した。

「FTCは、半導体コングロマリットが誕生することで次世代技術開発が阻害されることがないよう、業界で過去最大規模の統合案件の阻止に向けて審判を開始する。未来の技術は、現在の競争的な最先端チップ市場を維持できるかどうかにかかっている。この買収案が実施されれば、チップ市場におけるアームの動機が歪められ、買収後企業がエヌビディアの競合企業を不公正に弱体化させられるようになる。FTCの審判は、将来の技術革新に広範な悪影響を与えうる違法な垂直統合から重要なインフラ市場を守るために、我々が積極的に行動することを示す強いシグナルとなるはずである。」

アームは、東京に本社を置くソフトバンク・グループ株式会社により所有されている。アームは、コンピューターチップ又はデバイスの最終製品を供給したりも市場化したりもしていない。同社はマイクロプロセッサの設計とアーキテクチャーを作り上げ、エヌビディアを含む他の技術企業にそれらをライセンスしている。審判開始決定書では、アーム

---

<sup>3</sup> Press Release, Federal Trade Commission, FTC Sues to Block \$40 Billion Semiconductor Chip Merger, December 2, 2021.

の設計とアーキテクチャーは「アームプロセッサ技術」を呼ばれている。当該技術企業は、今度は、コンピューターチップを作るためにアームプロセッサ技術に頼っている。同チップはスマホから、タブレット、運転支援システムと大規模データセンターのコンピューターに至るまで、広範囲に及ぶ近代的なコンピューティング・デバイスを動かしている。アームはまた重要な関連サポートとサービスも提供している。審判開始決定書によると、アームは同社のアームプロセッサ技術をオープンな形で、かつ中立的な立ち位置からライセンスしており、しばしば「半導体業界のスイス」と評されている。

FTC は、審判開始決定書において、カリフォルニア州に本社を置くエヌビディアは世界最大かつ最も価値のあるコンピューティング会社の1つである、と説明している。エヌビディアはコンピューターチップとデバイスを開発し市場化しており、スタンドアロン型の graphics processing unit(グラフィック処理装置；以下「GPU」という。)を供給する支配的事業者として知られている。GPU は人工知能処理とグラフィック処理のために使用されるパソコンやデータセンター向けに製造されている。また、エヌビディアは高度ネットワークキング、データセンター向け central processing unit(中央演算処理装置；以下「CPU」という。)またコンピューター支援運転のための装置も開発し、市場化している。これらの分野では、エヌビディア及びエヌビディアの主要な競争者は独自の競合装置を開発するためにアームの技術に頼っている。

審判開始決定書の中で説明されているように、アームの技術がエヌビディアとその競争者間の競争を可能とする重要なインプットである。このため、この買収案が実施されるならば、エヌビディアは技術を制御して競合他社を弱体化させ、競争を減らし、最終的には製品品質の低下、イノベーションの低下、価格の上昇及び選択肢の減少をもたらし、結果的に、アームベース製品を利用する多数の米国人に悪影響を及ぼせるようになる。

審判開始決定書は、エヌビディアのアーム買収はエヌビディアがアームベース製品を使用して競争をしている3つの世界市場において競争を減殺させる蓋然性のあるものである、と主張している。アームベースの関連製品は以下の3つである。

- ・ 乗用車のための高度な先進運転支援システム向けのシステム・オン・チップ。同システムはコンピューターベースの運転機能として、自動車線変更や、車線維持支援、高速道路への出入り、衝突回避などを提供している。
- ・ データ処理装置ベースの Smart NIC(スマート・ネットワーク・インターフェース・カード)。同カードはデータセンターサーバーのセキュリティや効率性を高めるための高性能ネットワーク製品である。
- ・ クラウドコンピューティング・サービスプロバイダー向けのアームベースの CPU。この新製品は、アーム技術を適用して、クラウドコンピューティングサービスを提供する既存のデータセンターに必要とされる性能や電力効率、カスタマイズ性に対

応している。

また、審判開始決定書によると、本件買収が実行されれば、エヌビディアが同社の競争者を含むアームのライセンサーに関する競争上重要な情報へのアクセスが得られるようになるため競争が阻害されるおそれがあり、またアームがエヌビディアの事業上の利害と衝突するような技術革新を求めたりしないようになる。

現在、エヌビディアのライバルを含むアームのライセンサーたちは、競争上重要な情報をアームと定期的に共有している。また、審判開始決定書は、ライセンサーたちはそれらの製品を開発、設計、テスト、デバッグ、トラブルシューティング、維持及び改善するためにアームからのサポートを受けなければならない、と主張している。アームのライセンサーたちは、アームがライバルのチップ製造業者でなく中立的なパートナーであるため、競争上重要な情報をアームと共有している。FTC は審判開始決定書において、本件買収はアームとそのエコシステムに対する信頼を損ねるものであると主張している。

本件買収が実施されれば、アームはエヌビディアとの利害衝突があるような技術開発を棚上げにし、技術開発競争を減殺させるおそれがある。買収後企業は、エヌビディアを害しうるような技術革新や新機能を開発するインセンティブを有さないようになる。

審判開始決定書には、エヌビディア、アーム、アームの所有者であるソフトバンク・グループ株式会社が被審人として例示されている。FTC は 4 対 0 の評決で審判開始決定書の発出を決定した。審判は 2022 年 8 月 9 日に開始される予定である。

FTC のスタッフは本件の審査において、欧州連合、英国、日本及び韓国の競争当局のスタッフと密に協力をした。

(お問い合わせは、佐藤 潤、慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun\_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)



## II 欧州競争法(政策)

本号では、共謀事件 2 件を取り上げる。

1 件目は、缶入野菜カルテルに関与していた Conserve Italia に対し 2000 万ユーロの制裁金がされた事件である。同社は、本件カルテルに関与していた競争者 3 社とは異なり和解手続を選択しなかったため、通常手続より処分された。

2 件目は、外国為替(Forex)スポット取引市場におけるカルテルを実施していた 5 行のうち UBS を除く 4 行に総額 3 億 4400m 万ユーロの制裁金が賦課された事件である。欧州委員会は、2019 年 5 月にも 2 件の Forex カルテル(Three Way Banana Split、Essex Express)について和解決定を採択したが、今回の Forex(Sterling Lads)事件により一連の Forex カルテルに対する処分は完了した。

### 1 共謀事件

#### (1) 欧州委員会、Conserve Italia に対し缶入野菜カルテルに関与していたことを理由に 2000 万ユーロの制裁金を賦課(2021 年 11 月 19 日)<sup>4</sup>

欧州委員会は、Conserve Italia Soc.coop.agricola と同社の子会社 Conserves France S.A.(以下「Conserve Italia」という。)に対し 2000 万ユーロ(約 26 億円、1 ユーロ=130 円換算)の制裁金を賦課した。

欧州委員会は、Conserve Italia が他の市場参加者ととも 13 年以上にわたり EEA(欧州経済領域)における小売業者と食品サービス企業に対する特定の種類の缶入野菜の供給に関するカルテルに参加していたことを認定した。

欧州委員会は本件決定に先立つ 2019 年 9 月、同一カルテルに参加していた Bonduelle、Corros、Groupe CECAB の 3 社について和解決定を採択した。3 社に賦課された制裁金額の総額は 3164 万 7000 ユーロ(約 41 億円)であった。Conserve Italia は上記 3 社とは異なり欧州委員会との間で和解により本件を解決しないこととした。このため同社については、欧州委員会の通常のカルテル事件に対する手続が継続することとなった。

Conserve Italia と他のカルテル参加者は 13 年以上にわたり、価格を決定し、市場シェア販売量について合意し、顧客と市場を分割し、事業上機微な情報を交換していたほか、入札への対応を調整していた。カルテル参加者の目標は、市場における地位を維持ないし強化し、販売価格を維持ないし引き上げ、将来の事業上の行動に関する不確かさを低減し、自己の利益となるように販売と取引条件を管理することであった。

本件カルテルは EEA 全域を対象とし、Conserve Italia の本件カルテルへの関与は 2000

<sup>4</sup> Press Release, European commission, Antitrust: Commission fines Conserve Italia €20 million for participating in canned vegetables cartel, 19 November 2021.

年3月15日から2013年10月1日に及んでいた。

欧州委員会の調査の結果、以下の3つの協定から構成される単一の違反行為の存在が明らかになった。

- ①EEAにおける小売業者向けのサヤインゲン、豆、豆・ニンジンミックス、野菜ミックス等の缶入り野菜のプライベート・レーベル販売を対象とする協定
  - ②EEAにおける小売業者向けの缶入スイートコーンのプライベート・レーベル販売を対象とする協定
  - ③フランスにおける小売業者と食品サービス産業向けの缶入り野菜の自己のブランドと(小売業者のブランドで販売される)プライベート・レーベルの双方を対象とする協定
- このうち Conserve Italia は、上記の①と②のカルテルにのみ参加していた。

## 制裁金

制裁金は、欧州委員会の2006年制裁金ガイドラインに基づいて算定された。

欧州委員会は制裁金の水準を決定するに際し、Conserve Italia が対象商品について得たEEAにおける販売額、違反行為の重大性、地理的範囲、継続期間を含む様々な要素を考慮した。

Conserve Italia は、欧州委員会の2006年制裁金減免告示の下、欧州委員会の調査に協力したことを理由に制裁金の50%が減額された。減額分には、同社の協力のタイミング、同社の提供した証拠により欧州委員会が本件カルテルの存在を証明するのに役だった程度が反映されている。

## (2) 欧州委員会、外国為替スポット取引カルテルへの参加を理由に UBS、Barclays、RBS、HSBC、Credit Suisse の5行に対し3億4400万ユーロの制裁金を賦課(2021年12月2日)<sup>5</sup>

欧州委員会は、5行の銀行に制裁金を賦課することにより、外国為替(Forex)スポット取引市場における一連のカルテル調査を終了した。欧州委員会は、和解により解決することとしたCredit Suisseを除く4行について総額2億6100ユーロ(約339億円)の制裁金を賦課する決定を採択したが、Credit Suisseについては通常手続により8300万ユーロ(約108億円)の制裁金が賦課された。

欧州委員会の調査は、世界において最も流通しており、取引される機会の多いG10と呼ばれる通貨(実際には、ユーロ、英ポンド、日本円、スイスフラン、米ドル、カナダドル、豪ドル、NZドル、デンマーククローネ、スウェーデンクローネ、ノルウェークローネの11通貨)を対象と

---

<sup>5</sup> Press Release, European commission, Mergers: Commission adopts interim measures to prevent harm to competition following Illumina's early acquisition of GRAIL, 29 October 2021.

していた。企業が異なる通貨を大量に交換する場合、Forex トレーダーを通じて行うのが通例である。Forex トレーダーの主要顧客には、資産管理者、年金基金、巨大ファンド、主要な企業、他の銀行等が含まれる。

欧州委員会による調査の結果、5 行を代表して行動する G10 通貨の Forex スポット取引を行うトレーダーの中には、機微な情報と取引計画を交換し、Sterling Lads と呼ばれるオンラインの専用チャットルームを通じて取引戦略を調整する者もあったことが明らかになった。

トレーダーは、種々の決定に内在するリスクを取りながら相互に独立して行動するという原則に反して、一連の情報交換を行うことにより自己のポートフォリオとして有している通貨をどのように、またいつ売買するかを決定する市場情報に接することが可能となっていた。

## 制裁金

制裁金は、欧州委員会の 2006 年制裁金ガイドラインに基づいて算定された。

欧州委員会は制裁金の水準を決定するに際し、本件カルテル参加者の EEA(欧州経済領域)における売上高、違反行為の重大性、地理的範囲、継続期間を考慮した。

欧州委員会の 2006 年制裁金減免告示の下、本件カルテルの存在を明らかにした UBS は制裁金が全額免除され、約 9400 万ユーロ(約 122 億円)の制裁金賦課を回避した。Barclays、RBS、HSBC は欧州委員会の調査への協力を理由に制裁金額が減額された。減額は、協力の時期と欧州委員会に提供した証拠が本件カルテルの存在を明らかにするのに役立つ程度が反映されている。

加えて欧州委員会は、各社が本件カルテルへの関与と本件違反行為に対する責任を認めため、2008 年和解告示の下、全当事者に 10%の制裁金減額を適用した。

Credit Suisse については、制裁金減免の申請を行わず、また和解手続による事件処理を選択しなかったため、制裁金減免と和解手続による減額は受けていない。しなしながら欧州委員会は、同行の本件カルテルへの関与は限定的であることから、制裁金額を 4%減額した。各社に賦課された制裁金は、以下のとおり。

	リニエンシーの 減免率	和解手続の 減免率	制裁金額
UBS	100%	10%	€0
Barclays	30%	10%	€5434 万 8000(約 70 億円)
RBS	50%	10%	€3247 万 2000(約 42 億円)
HSBC	15%	10%	€1 億 7428 万 1000(約 227 億円)
Credit Suisse	0%	0%	€8329 万 4000(約 108 億円)

## Forex に対する調査の背景

欧州委員会による Forex 事件に対する調査は、UBS により制裁金減免告示の下で提出された減免申請により開始され、他の銀行も制裁金の減免申請に続いた。本件調査により Forex 市場における 3 つの独立したカルテルの存在が明らかになった。

本日の Forex(Sterling Lads)事件は、欧州委員会の一連の Forex 調査を完了させるものである。欧州委員会は、2019 年 5 月に 2 件の Forex カルテルに対する和解決定を採択していた(Three Way Banana Split、Essex Express)。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 [tada@toyo.jp](mailto:tada@toyo.jp) までお願いします。)